

病院利用者用清涼飲料水等自動販売機設置及び販売に係る仕様書

この仕様書は、一宮市立市民病院(以下「市民病院」という)において清涼飲料等の自動販売機(以下「自販機」という)を設置・運営する場合の形状やサービスの条件、費用負担の設定、資源の回収など基本的な仕様を定めるものとする。

1. 件名 病院利用者用清涼飲料水等自動販売機の設置
2. 設置場所
 - ①一宮市立市民病院新南館時間外診療入口外部通路(傾斜あり)
参照:別紙資料1 1階自動販売機全体、1階自動販売機拡大
 - ②一宮市立市民病院南館B棟2階自動販売機コーナー
参照:別紙資料2 2階自動販売機全体、2階自動販売機拡大
原則、設置面積には、自動販売機のほか回収容器の設置面積も含むものとする。
ただし、回収容器は南側通路側に置くことも許可する。
 - ③一宮市立市民病院南館A棟4階、南館B棟4階～10階ダイルーム
参照:別紙資料3 各階自動販売機全体、各階自動販売機拡大
別紙参考資料 各階診療科及び一日平均入院患者数
架台面積 幅 1100 奥行 900 mm
3. 設置台数
 - ①南館 時間外診療入口外部通路 … 1台
 - ②南館B棟2階自動販売機コーナー … 2台
 - ③南館A棟4階、南館B棟4階～10階ダイルーム … 8台
4. 機種内訳
 - ①南館 時間外診療入口外部通路
 - ・清涼飲料水等自販機 1台 …機種1
 - ②南館B棟2階自動販売機コーナー
 - ・清涼飲料水等自販機 2台
 - 〔 缶、ペットボトル飲料 1台…機種2 〕
 - 〔 カップ飲料 1台…機種3 〕
 - ③南館A棟4階、南館B棟4階～10階ダイルーム
 - ・清涼飲料水等自販機 8台 …機種1
5. 契約期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
なお、再更新はできない。
6. 条件
 - (1) 自販機設置に関する基本的な考え方
 - ①南館に設置する自販機は、入院・外来患者を始めとし病院利用者の利便性と快適性の向上を図るものであること。
 - ②自販機は、車椅子患者利用者への利便性に配慮したものであること。
 - ③設置については、行政財産目的外使用の形態をとること。
 - ④各自販機から出る空き缶等については、設置業者が責任を持って回収するとともに、市民病院が指定する場所に集積された空き缶・ペットボトル等についても納入業者が交替で回収をすること。費用についても、業者負担とすること。

- ⑤空容器回収箱があふれる前に回収すること。また、空容器回収箱に他社の空容器及びごみ等があった場合にも回収すること。
- ⑥回収容器回りの衛生管理には十分な配慮をすること。
- ⑦設置場所のスペースに合わせた自動販売機であること。
- ⑧自販機の設置等にかかる費用は、設置業者が負担すること。

(2) 自販機の仕様

①共通事項

- ・ 電気の子メーターを設置すること。
- ・ 飲料専用の自販機であること。
- ・ 誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインであること。
- ・ 空容器を捨てるゴミ箱を設置すること。大きさについては、現状スペースを考慮した大きさとし、絶えず清潔に保つこと。(設置場所③の南館A棟4階、南館B棟4階～10階デイルームは除く)
- ・ 故障時等の連絡先を自販機の見やすいところに必ず明示すること。

②機種1について

- ・ 飲料は、缶、ペットボトル容器両方に対応する機種であること。
- ・ 人気の高い銘柄を随時入れ替え、季節に応じてホット、コールドに対応できること。
- ・ 災害発生時に自販機の飲料を無償で提供することを前提とした機種とし、災害発生時に当院が飲料の提供が必要と判断した場合には、自販機内のすべての飲料を無償で提供すること。

③機種2について

- ・ 飲料は、缶、ペットボトル容器両方に対応する機種であること。
- ・ 人気の高い銘柄を随時入れ替え、季節に応じてホット、コールドに対応できること。

④機種3について

- ・ 飲料は、カップ飲料用自販機であること。
- ・ 季節に応じてホット、コールドに対応できること。
- ・ 市民病院が指定する日までに保健所の喫茶営業許可(乳製品がある場合)を取得すること。